

地震や大雨に備えて

～あなたの住まいは安全ですか～

問合せ／建築開発課 内線2534

近年、地震や大雨により、各地でがけ崩れやブロック塀の倒壊など、周囲に大きな影響を与える宅地災害が発生しています。土地の所有者は、宅地を常に安全な状態に維持するよう努めなければなりません。所有する土地のがけ崩れなどが原因で人命や建物などに被害が生じた場合には、管理責任を問われかねません。

宅地災害を防ぐためには、日頃から自らの宅地や周辺の擁壁、ブロック塀などに目を配り、安全点検を行い、適切な処置をしておくことが大切です。

役立つマニュアルを公開中！

擁壁の危険度を知りたい場合や宅地災害の未然防止に関するマニュアル、ブロック塀などの安全対策についての情報を国土交通省ホームページからご覧になれます。ぜひご活用ください。



▲我が家の擁壁
チェックシート



▲我が家の宅地
安全マニュアル

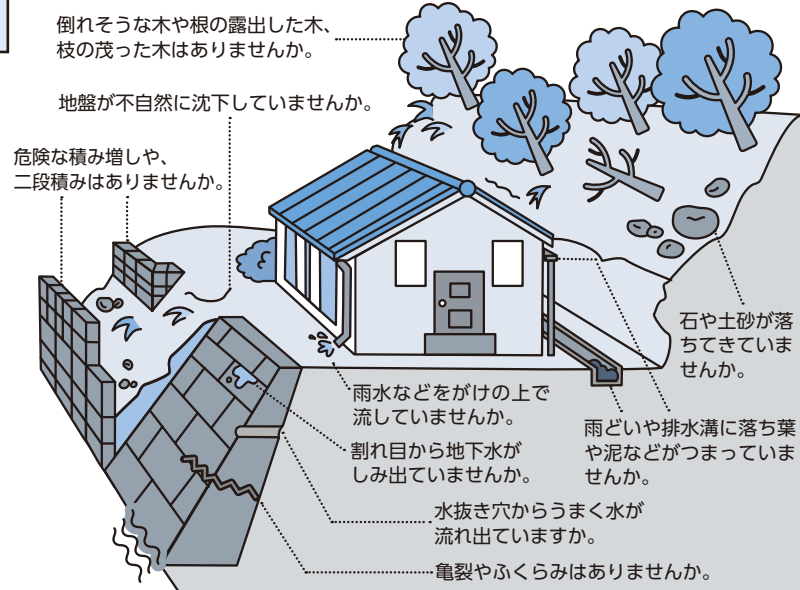


▲ブロック塀などの
安全対策について

不安な点が見つかったときは？

擁壁チェックシートや宅地安全マニュアル、下図の安全点検のポイントを確認し、擁壁やブロック塀などについて不安な点があれば、まずは、専門家（一級建築士など）へ相談することをおすすめします。

安全点検のポイント



耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金

～命を守る補助金があります～

問合せ／建築開発課 内線2534

今後30年以内に、首都圏を中心にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率は70%といわれていますが、市内にはまだ、倒壊の恐れが高いといわれている住宅があります。

倒壊の危険性が高いといわれている個人住宅や分譲マンションの耐震診断や耐震改修工事などを行う場合に、補助金が利用できます。また、危険ブロック塀などの撤去・改修工事への補助金もありますので、ご利用ください。

交付申請方法／申請書及び必要書類を建築開発課(第2庁舎)へ提出(要事前相談)

※補助金対象工事を行う前(業者と契約する前)に、申請が必要です。着手日(契約日)によっては、補助金交付の対象とならない場合がありますので、申請前に必ずご相談ください。

交付申請期限／12月28日(月)まで

※補助金の交付を受けるには、実際に補助金対象工事を実施した後、令和3年1月29日(金)までに交付請求を行う必要があります。